

公益財団法人新国立劇場運営財団役員退職手当規程

(平成23年10月24日 新国立劇場運営財団規程第144号)

改正 平成25年6月18日 新国立劇場運営財団規程第158号

改正 平成30年6月28日 新国立劇場運営財団規程第184号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人新国立劇場運営財団の常勤の役員(以下「常勤役員」という。)の退職手当に関する事項について定めるものとする。

(退職手当)

第2条 この規程に定める退職手当は、常勤役員が退職(解任され、又は死亡した場合を含む。以下同じ。)した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、役員が公益財団法人新国立劇場運営財団定款第27条第1項第1号の規定に該当し同条の規定により解任されたときは、当該常勤役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 前条の退職手当の額は、常勤役員として引き続いた在職期間1月につき、退職の日におけるその者の基本報酬の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされる者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの基本報酬の月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算は、任命の日から起算して退職の日まで暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱)

第5条 常勤役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の常勤役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする常勤役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、常勤役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者

(3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者

2 前項第2号及び第3号の規定中、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分

して支給する。

(退職手当の支払)

第7条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人又は第2条の遺族に支払う。

2 退職手当は、予算その他特別の事由がある場合を除き、支給事由が生じた日から1月以内に支払うものとする。

(端数計算)

第8条 この規程の定めるところにより計算した退職手当の額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則 (平成23年10月24日新国立劇場運営財団規程第144号)

(施行期日)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(支給割合)

2 当分の間、第3条中「100分の12.5」とあるのは、「100分の10.875」とする。

附 則 (平成25年6月18日新国立劇場運営財団規程第158号)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年6月18日から施行し、この規程による改正後の公益財団法人新国立劇場運営財団役員退職手当規程(以下「新規程」という。)の規定は、平成25年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 新規程附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の10.875」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の12.25」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の11.5」とする。

附 則 (平成30年6月28日新国立劇場運営財団規程第184号)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年6月28日から施行する。

(支給割合)

2 当分の間、第3条中「100分の12.5」とあるのは、「100分の10.4625」とする。